

半 期 報 告 書

(第 141 期中) 自 平成13年 4 月 1 日
至 平成13年 9 月30日

株式会社 横 浜 銀 行

半 期 報 告 書

(第141期中) 自 平成13年4月1日
至 平成13年9月30日

関 東 財 務 局 長 殿

平成13年12月26日 提出

会 社 名 株式会社 横 浜 銀 行

英 訳 名 The Bank of Yokohama, Ltd.

代表者の
役職氏名 頭 取 平 澤 貞 昭

本店の所在の場所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

電話番号 横浜(045)225-1111(大代表) 連絡者 経営企画部
グループ長 野 澤 康 隆

最寄りの連絡場所 東京都中央区日本橋2丁目8番2号

株式会社 横浜銀行 東京支店

電話番号 東京(03)3272-4171(大代表) 連絡者 副支店長 前 川 純 治

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称

所 在 地

株式会社 横浜銀行 東京支店

東京都中央区日本橋2丁目8番2号

株式会社 東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

目 次

第一部 企業情報	1 頁
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	4
1 業績等の概要	4
2 生産、受注及び販売の状況	19
3 対処すべき課題	19
4 経営上の重要な契約等	19
5 研究開発活動	19
第3 設備の状況	20
1 主要な設備の状況	20
2 設備の新設、除却等の計画	20
第4 提出会社の状況	21
1 株式等の状況	21
(1) 株式の総数等	21
(2) 発行済株式総数、資本金等の状況	23
(3) 大株主の状況	23
(4) 議決権の状況	24
2 株価の推移	24
3 役員の状況	24
第5 経理の状況	26
・中間監査報告書	27
1 中間連結財務諸表等	31
(1) 中間連結財務諸表	31
① 中間連結貸借対照表	31
② 中間連結損益計算書	33
③ 中間連結剰余金計算書	33
④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	34
(2) その他	56
・中間監査報告書	57
2 中間財務諸表等	61
(1) 中間財務諸表	61
① 中間貸借対照表	61
② 中間損益計算書	63
(2) その他	73
第6 提出会社の参考情報	74
第二部 提出会社の保証会社等の情報	75

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成11年度中間 連結会計期間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	平成12年度中間 連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	平成13年度中間 連結会計期間 自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日	平成11年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日	平成12年度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日
連結経常収益	176,433百万円	173,926	160,021	381,858	340,114
連結経常利益	19,675百万円	23,788	9,474	54,348	49,588
連結中間純利益	10,366百万円	13,260	6,185		
連結当期純利益				27,901百万円	26,507
連結純資産額	412,829百万円	447,891	445,270	429,728	454,894
連結総資産額	10,849,860百万円	10,636,843	10,272,672	10,728,229	10,740,067
連結ベースの1株 当たり純資産額	277.60円	305.94	303.36	290.95	311.87
連結ベースの1株 当たり中間純利益	8.59円	11.08	5.43		
連結ベースの1株 当たり当期純利益				23.48円	22.12
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	8.58円	—	5.43		
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり当期純利益				—	—
連結自己資本比率 (国内基準)	9.86%	10.05	10.32	10.03	9.59
営業活動によるキャッシュ・フロー	329百万円	△ 32,645	△ 225,995	45,072	89,664
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,859百万円	22,972	201,516	29,862	△ 5,491
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 52,755百万円	△ 57,185	21,554	△ 78,493	△ 129,484
現金及び現金同等物の 中間期末残高	193,290百万円	220,157	238,821		
現金及び現金同等物の 期末残高				287,012百万円	241,759
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	5,953人 〔 3,528 〕	5,159 〔 3,660 〕	4,628 〔 3,456 〕	5,283 〔 3,597 〕	4,730 〔 3,680 〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

3. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。
なお、当行は国内基準を採用しております。

5. 従業員数は海外の現地採用者を含み、当行から他社(連結子会社を除く)への出向者を含まないこととしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回 次	第139期中	第140期中	第141期中	第139期	第140期
決 算 年 月	平成11年9月	平成12年9月	平成13年9月	平成12年3月	平成13年3月
経 常 収 益	147,781百万円	146,417	134,348	321,886	284,184
経 常 利 益	18,668百万円	23,902	10,594	51,154	48,838
中 間 純 利 益	10,415百万円	13,444	7,009		
当 期 純 利 益				26,551百万円	26,974
資 本 金	184,546百万円	184,799	184,799	184,799	184,799
発 行 済 株 式 総 数	普通株式 1,137,997千株 優先株式 200,000千株	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000
純 資 産 額	413,527百万円	442,877	441,677	427,003	450,793
総 資 産 額	10,668,187百万円	10,471,817	10,153,365	10,579,517	10,555,051
預 金 残 高	8,458,471百万円	8,775,699	8,660,064	8,648,485	8,887,635
貸 出 金 残 高	7,912,023百万円	7,823,169	7,773,943	7,905,656	7,801,193
有 価 証 券 残 高	1,489,725百万円	1,414,718	1,183,670	1,413,669	1,444,412
1株当たり中間配当額	普通株式 2.50円 第一回優先株式 2.83円 第二回優先株式 4.73円	普通株式 2.50 第一回優先株式 2.83 第二回優先株式 4.73	普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —		
1株当たり配当額				普通株式 5.00円 第一回優先株式 5.66円 第二回優先株式 9.46円	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46
単 体 自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準)	10.01%	10.02	10.17	10.03	9.51
従 業 員 数 〔 外、平均臨時従業員数 〕	4,777人 〔 2,863 〕	4,096 〔 3,027 〕	3,754 〔 2,825 〕	4,243 〔 2,973 〕	3,887 〔 3,043 〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 従業員数は第139期(平成12年3月)から、就業人員数を表示しております。

2. 事 業 の 内 容

当中間連結会計期間において、証券業務を営む Yokohama Finance (Europe) S.A. を閉鎖しました。

3. 関 係 会 社 の 状 況

当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

Yokohama Finance (Europe) S.A. (清算により当中間連結会計期間より連結の範囲から除外)

4. 従 業 員 の 状 況

(1) 連結会社における従業員数

平成13年9月30日現在

	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他	合 計
従 業 員 数	4,290 〔 3,378 〕	108 〔 33 〕	230 〔 45 〕	4,628人 〔 3,456 〕

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員3,287人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員9人を含んでおります。

2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成13年9月30日現在

従業員数	3,754人 〔 2,825 〕
------	---------------------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員2,644人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員9人を含んでおります。

2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,707人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第 2 事 業 の 状 況

1. 業 績 等 の 概 要

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済を顧みますと、世界的なIT（情報技術）需要の減退を背景に輸出や生産の減少傾向が鮮明となり、さらに企業の設備投資計画にも抑制の動きが広がるなど、景気は急速に悪化いたしました。こうした生産減の影響が雇用・所得環境にも徐々に波及したことや、軟調な株価の動向を受けて消費マインドが冷え込んだことなどから、個人消費も総じて基調の弱い展開となりました。9月には米国で同時多発テロ事件が発生したことなどもあり、景気の先行きに対する下振れ懸念が一段と強まりました。

金融面をみますと、日本銀行が8月と9月に一段の量的金融緩和に踏み切るなど潤沢な資産供給を行ったことから、短期金利、長期金利ともに総じて安定的に推移しました。

神奈川県経済につきましては、全国と同様、電気機械や一般機械などIT関連分野の生産が落ち込むなど、景気の調整色が徐々に深まりました。

こうした金融環境の下、当行は、「地域のお客さまに強く支持される銀行」の実現をめざし、「経営の健全化のための計画」で掲げている諸施策に着実に取り組み、当行グループ会社の総力を挙げて経営体質の強化ならびに業績の進展につとめてまいりました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、当中間連結会計期間中 2,287 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 8 兆 6,412 億円となりました。

譲渡性預金は、当中間連結会計期間中 271 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 1,754 億円となりました。

貸出金は、当中間連結会計期間中 755 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 7 兆 6,446 億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中 2,637 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 1 兆 1,965 億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中 4,674 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 10 兆 2,726 億円となりました。

損益につきましては、経常収益は、前中間連結会計期間に比べ 139 億 5 百万円減少し、1,600 億 2 千 1 百万円となりました。

また、経常費用は、前中間連結会計期間に比べ 4 億 1 千万円増加し、1,505 億 4 千 7 百万円となりました。以上により、当中間連結会計期間は、経常利益が前中間連結会計期間に比べ 143 億 1 千 4 百万円減少し、94 億 7 千 4 百万円、中間純利益は前中間連結会計期間に比べ 70 億 7 千 5 百万円減少し、61 億 8 千 5 百万円となりました。

また、国内基準による連結自己資本比率は、10.32 %となりました。

次に、事業の業種別セグメントの業績は、以下のとおりです。

1. 銀行業

経常収益は、金利が依然低水準で推移したことなどにより、資金運用収益が減少したことなどから、前中間連結会計期間に比べ 125 億 8 千 2 百万円減少し、1,341 億 2 千 5 百万円、経常費用は、預金利息の減少や経費の削減に努めたものの、株価下落の影響により減損処理額が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ 9 億 8 千 4 百万円増加し、1,236 億 8 千 7 百万円となりました。その結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ 135 億 6 千 7 百万円減少し、104 億 3 千 7 百万円となりました。

2. リース業

経常収益は、リース料収入が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ 9 億 4 千 1 百万円減少し、228 億 5 千万円となりました。また、経常費用は、リース原価の減少や経費の削減に努めた結果、前中間連結会計期間に比べ 2 億 8 千 1 百万円減少し、228 億 2 千 7 百万円となりました。その結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ 6 億 6 千万円減少し、2 千 3 百万円となりました。

3. その他

経常収益は、前中間連結会計期間に比べ 10 億 4 千万円減少し、57 億 8 百万円、経常費用は、前中間連結会計期間に比べ 9 億 3 千 1 百万円減少し、66 億 8 千 1 百万円となり、その結果、経常損失が 9 億 7 千 3 百万円（前中間連結会計期間は経常損失 8 億 6 千 4 百万円）となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、預金及び市場からの資金調達が増加したものの、有価証券の減少等により、前中間連結会計期間に比べ 186 億 6 千 4 百万円増加し、2,388 億 2 千 1 百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金が減少し、市場からの資金調達も削減したこと等により、前中間連結会計期間に比べ 1,933 億 5 千万円減少し、2,259 億 9 千 5 百万円の支出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却・償還等により、前中間連結会計期間に比べ 1,785 億 4 千 4 百万円増加し、2,015 億 1 千 6 百万円の収入となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付借入金・社債の減少等により、前中間連結会計期間に比べ 787 億 3 千 9 百万円増加し、215 億 5 千 4 百万円の収入となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の国内の資金運用収支は、貸出金利息を中心に、836 億円となり、海外の資金運用収支は、該当がなかった結果、資金運用収支は、836 億円となりました。

国内の役務取引等収支は、手数料収入を中心に、148 億円となり、海外の役務取引等収支は、該当がなかった結果、役務取引等収支は、148 億円となりました。

国内の特定取引収支は、商品有価証券収益を中心に、2 億円となり、海外の特定取引収支は、該当がなかった結果、特定取引収支は、2 億円となりました。

国内のその他業務収支は、57 億円となり、海外のその他業務収支は、該当がなかった結果、その他業務収支は、57 億円となりました。

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額 (△)	合 計
資 金 運 用 収 益	前中間連結会計期間	109,530	976	589	109,917
	当中間連結会計期間	102,802	148	127	102,822
資 金 調 達 費 用	前中間連結会計期間	32,945	883	589	33,239
	当中間連結会計期間	19,185	148	127	19,206
資 金 運 用 収 支	前中間連結会計期間	76,584	92	—	76,677
	当中間連結会計期間	83,616	—	—	83,616
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間	16,510	4	2	16,512
	当中間連結会計期間	17,878	7	1	17,884
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間	3,370	5	2	3,373
	当中間連結会計期間	3,058	7	1	3,064
役 務 取 引 等 収 支	前中間連結会計期間	13,140	△ 1	—	13,139
	当中間連結会計期間	14,820	—	—	14,820
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	150	—	—	150
	当中間連結会計期間	258	—	—	258
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	6	—	—	6
	当中間連結会計期間	19	—	—	19
特 定 取 引 収 支	前中間連結会計期間	144	—	—	144
	当中間連結会計期間	238	—	—	238
そ の 他 業 務 収 益	前中間連結会計期間	27,604	5	—	27,610
	当中間連結会計期間	28,342	—	—	28,342
そ の 他 業 務 費 用	前中間連結会計期間	22,994	—	—	22,994
	当中間連結会計期間	22,579	—	—	22,579
そ の 他 業 務 収 支	前中間連結会計期間	4,609	5	—	4,615
	当中間連結会計期間	5,762	—	—	5,762

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定につきましては、平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に、9兆968億円となり、利息は、1,028億円となった結果、利回りは、2.25%となりました。

一方、資金調達勘定につきましては、平均残高は、預金を中心に、9兆1,197億円となり、利息は、192億円となった結果、利回りは、0.42%となりました。

① 国内

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	9,484,410	109,530	2.30%
	当中間連結会計期間	9,096,865	102,802	2.25
う ち 貸 出 金	前中間連結会計期間	7,640,044	85,504	2.23
	当中間連結会計期間	7,430,144	84,293	2.26
う ち 有 価 証 券	前中間連結会計期間	1,472,083	12,095	1.63
	当中間連結会計期間	1,393,398	11,736	1.67
う ち コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	前中間連結会計期間	50,140	1,022	4.06
	当中間連結会計期間	84,906	1,036	2.43
う ち 預 け 金	前中間連結会計期間	254,651	5,836	4.57
	当中間連結会計期間	135,960	2,302	3.37
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	9,425,803	32,945	0.69
	当中間連結会計期間	9,119,756	19,185	0.41
う ち 預 金	前中間連結会計期間	8,572,404	11,295	0.26
	当中間連結会計期間	8,539,906	9,334	0.21
う ち 譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間	47,824	54	0.22
	当中間連結会計期間	114,387	68	0.12
う ち コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	前中間連結会計期間	379,765	385	0.20
	当中間連結会計期間	140,731	75	0.10
う ち 借 用 金	前中間連結会計期間	396,249	5,749	2.89
	当中間連結会計期間	283,595	3,498	2.46

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

② 海外

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	91,455	976	2.13%
	当中間連結会計期間	10,649	148	2.77
う ち 貸 出 金	前中間連結会計期間	80,913	636	1.56
	当中間連結会計期間	10,649	148	2.77
う ち 有 価 証 券	前中間連結会計期間	10,249	311	6.05
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち 預 け 金	前中間連結会計期間	292	6	4.41
	当中間連結会計期間	—	—	—
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	89,032	883	1.97
	当中間連結会計期間	10,649	148	2.77
う ち 預 金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち 譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち 借 用 金	前中間連結会計期間	8,119	217	5.33
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高			利 息			利 回 り
		小 計	相殺消去額(△)	合 計	小 計	相殺消去額(△)	合 計	
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	9,575,865	86,723	9,489,142	110,506	589	109,917	2.31%
	当中間連結会計期間	9,107,514	10,650	9,096,863	102,950	127	102,822	2.25
う ち 貸 出 金	前中間連結会計期間	7,720,957	84,580	7,636,377	86,141	589	85,551	2.23
	当中間連結会計期間	7,440,793	10,649	7,430,144	84,441	127	84,313	2.26
う ち 有 価 証 券	前中間連結会計期間	1,482,333	2,139	1,480,193	12,406	—	12,406	1.67
	当中間連結会計期間	1,393,398	1	1,393,397	11,736	—	11,736	1.67
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	50,140	—	50,140	1,022	—	1,022	4.06
	当中間連結会計期間	84,906	—	84,906	1,036	—	1,036	2.43
う ち 預 け 金	前中間連結会計期間	254,944	2	254,941	5,842	—	5,842	4.57
	当中間連結会計期間	135,960	—	135,960	2,302	—	2,302	3.37
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	9,514,836	84,670	9,430,165	33,829	589	33,239	0.70
	当中間連結会計期間	9,130,406	10,650	9,119,756	19,333	127	19,206	0.42
う ち 預 金	前中間連結会計期間	8,572,404	2	8,572,402	11,295	—	11,295	0.26
	当中間連結会計期間	8,539,906	0	8,539,905	9,334	—	9,334	0.21
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	47,824	—	47,824	54	—	54	0.22
	当中間連結会計期間	114,387	—	114,387	68	—	68	0.12
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	379,765	—	379,765	385	—	385	0.20
	当中間連結会計期間	140,731	—	140,731	75	—	75	0.10
う ち 借 用 金	前中間連結会計期間	404,368	84,668	319,700	5,966	589	5,377	3.35
	当中間連結会計期間	283,595	10,649	272,946	3,498	127	3,370	2.46

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、178 億円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては、為替業務を中心に 30 億円となりました。

この結果、役務取引等収支（役務取引等収益－役務取引等費用）は、148 億円となりました。

（金額単位：百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額（△）	合 計
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間	16,510	4	2	16,512
	当中間連結会計期間	17,878	7	1	17,884
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	6,239	—	—	6,239
	当中間連結会計期間	6,507	—	—	6,507
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,877	—	—	5,877
	当中間連結会計期間	6,011	—	—	6,011
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,202	—	—	1,202
	当中間連結会計期間	1,833	—	—	1,833
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,222	—	—	1,222
	当中間連結会計期間	1,394	—	—	1,394
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	14	—	—	14
	当中間連結会計期間	16	—	—	16
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,206	—	—	1,206
	当中間連結会計期間	1,320	—	—	1,320
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間	3,370	5	2	3,373
	当中間連結会計期間	3,058	7	1	3,064
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,045	—	—	1,045
	当中間連結会計期間	1,009	—	—	1,009

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、258 百万円となりました。

他方、特定取引費用は特定金融派生商品費用のみで、19 百万円となりました。

この結果、特定取引収支は、238 百万円となりました。

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額 (△)	合 計
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	150	—	—	150
	当中間連結会計期間	258	—	—	258
	うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	133
		当中間連結会計期間	—	—	242
	うち 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	う ち 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	う ち そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	17	—	17
		当中間連結会計期間	15	—	15
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	6	—	—	6
	当中間連結会計期間	19	—	—	19
	うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	う ち 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	う ち 特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	前中間連結会計期間	6	—	6
		当中間連結会計期間	19	—	19
	う ち そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、372 億円となり、国内の特定取引負債は特定金融派生商品を中心に、54 億円となりました。

他方、海外の特定取引資産及び特定取引負債は残高がありませんでした。

この結果、特定取引資産は、372 億円となり、特定取引負債は、54 億円となりました。

（金額単位：百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額（△）	合 計
特 定 取 引 資 産	前中間連結会計期間	67,070	—	—	67,070
	当中間連結会計期間	37,280	—	—	37,280
	うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	27,017
		当中間連結会計期間	—	—	31,921
	うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	4	—	4
		当中間連結会計期間	3	—	3
	うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,060	—	3,060
		当中間連結会計期間	5,354	—	5,354
	うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	36,988	—	36,988
		当中間連結会計期間	—	—	—
特 定 取 引 負 債	前中間連結会計期間	3,143	—	—	3,143
	当中間連結会計期間	5,488	—	—	5,488
	うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	3	—	3
		当中間連結会計期間	5	—	5
	うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—
	うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,140	—	3,140
		当中間連結会計期間	5,483	—	5,483
	うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

（金額単位：百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額（△）	合 計
預 金	流 動 性 預 金	前中間連結会計期間	3,508,770	—	3,508,770
		当中間連結会計期間	4,000,350	—	4,000,350
	定 期 性 預 金	前中間連結会計期間	4,948,092	—	4,948,092
		当中間連結会計期間	4,351,426	—	4,351,426
	そ の 他	前中間連結会計期間	269,424	4	269,419
		当中間連結会計期間	289,504	0	289,503
	合 計	前中間連結会計期間	8,726,287	4	8,726,283
		当中間連結会計期間	8,641,281	0	8,641,280
譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間	53,870	—	—	53,870
	当中間連結会計期間	175,413	—	—	175,413
総 合 計	前中間連結会計期間	8,780,157	—	4	8,780,153
	当中間連結会計期間	8,816,694	—	0	8,816,693

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

（金額単位：百万円）

業 種 別	平成12年9月30日		平成13年9月30日	
	貸 出 金 残 高	構 成 比	貸 出 金 残 高	構 成 比
国 内 （除く特別国際金融取引勘定分）	7,739,608	100.00%	7,640,413	100.00%
製 造 業	1,141,049	14.74	1,138,116	14.90
農 業	8,275	0.11	7,983	0.10
林 業	71	0.00	62	0.00
漁 業	4,259	0.06	4,326	0.06
鉱 業	6,086	0.08	7,160	0.09
建 設 業	493,548	6.38	468,935	6.14
電気・ガス・熱供給・水道業	15,770	0.20	15,601	0.20
運 輸 ・ 通 信 業	307,274	3.97	310,678	4.07
卸売・小売業、飲食店	992,451	12.82	923,843	12.09
金 融 ・ 保 険 業	419,505	5.42	370,425	4.85
不 動 産 業	922,034	11.91	857,144	11.22
サ ー ビ ス 業	937,156	12.11	893,306	11.69
地 方 公 共 団 体	95,828	1.24	94,026	1.23
そ の 他	2,396,298	30.96	2,548,804	33.36
海外及び特別国際金融取引勘定分	29,967	100.00%	4,277	100.00%
政 府 等	2,117	7.07	470	11.00
金 融 機 関	—	—	—	—
そ の 他	27,849	92.93	3,806	89.00
合 計	7,769,575		7,644,690	

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

（金額単位：百万円）

期 別	国 別	外国政府等向け債権残高
平成12年9月30日	インドネシア共和国	476
	ブラジル連邦共和国	17
	その他（2ヶ国）	2
	合 計	497
	（資産の総額に対する割合）	（0.00％）
平成13年9月30日	インドネシア共和国	289
	アルジェリア民主人民共和国	1
	合 計	290
	（資産の総額に対する割合）	（0.00％）

（注） 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

（金額単位：百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額（△）	合 計
有 価 証 券	国 債	前中間連結会計期間	358,278	—	358,278
		当中間連結会計期間	213,308	—	213,308
	地 方 債	前中間連結会計期間	223,854	—	223,854
		当中間連結会計期間	260,859	—	260,859
	社 債	前中間連結会計期間	341,919	756	342,675
		当中間連結会計期間	377,634	—	377,634
	株 式	前中間連結会計期間	414,110	—	414,110
		当中間連結会計期間	270,776	—	270,776
	その他の証券	前中間連結会計期間	92,070	9,539	99,545
		当中間連結会計期間	73,936	1	73,935
	合 計	前中間連結会計期間	1,430,233	10,295	1,438,465
		当中間連結会計期間	1,196,515	1	1,196,514

- （注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 「相殺消去額」には、内部取引金額等を表示しております。

(参 考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

(金額単位: 百万円)

	平成12年中間期 (A)	平成13年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
業 務 粗 利 益	90,500	100,909	10,409
経 費 (除 く 臨 時 処 理 分)	50,564	47,726	△ 2,838
人 件 費	22,724	20,914	△ 1,810
物 件 費	24,700	23,903	△ 797
税 金	3,140	2,907	△ 233
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	39,935	53,182	13,247
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,266	—	△ 2,266
業 務 純 益	37,669	53,182	15,513
う ち 債 券 関 係 損 益	△ 494	1,153	1,647
臨 時 損 益	△ 13,767	△ 42,588	△ 28,821
株 式 関 係 損 益	12,586	△ 23,729	△ 36,315
不 良 債 権 処 理 損 失	24,786	18,865	△ 5,921
貸 出 金 償 却	8,915	16,343	7,428
個別貸倒引当金繰入額	12,135	—	△ 12,135
債権売却損失引当金繰入額	3,319	2,149	△ 1,170
延滞債権等売却損	74	290	216
そ の 他	340	82	△ 258
そ の 他 の 臨 時 損 益	△ 1,567	6	1,573
経 常 利 益	23,902	10,594	△ 13,308
特 別 損 益	△ 744	△ 286	458
う ち 動 産 不 動 産 処 分 損 益	△ 734	△ 359	375
税 引 前 中 間 純 利 益	23,157	10,308	△ 12,849
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54	67	13
法 人 税 等 調 整 額	9,658	3,231	△ 6,427
中 間 純 利 益	13,444	7,009	△ 6,435

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7. 平成13年中間期の貸倒引当金繰入額は取崩超過につき、特別利益に計上しております。
なお、特別利益を含めた不良債権処理損失は18,795百万円であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

（単位：％）

	平成12年中間期 (A)	平成13年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.10	2.11	0.01
(イ) 貸出金利回	2.18	2.21	0.03
(ロ) 有価証券利回	1.54	1.66	0.12
(2) 資金調達原価 ②	1.50	1.28	△ 0.22
(イ) 預金等利回	0.19	0.13	△ 0.06
(ロ) 外部負債利回	1.37	1.34	△ 0.03
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.60	0.83	0.23

（注） 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

（単位：％）

	平成12年中間期 (A)	平成13年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	23.44	30.72	7.28
業務純益ベース	22.08	30.72	8.64
当期利益ベース	7.62	4.04	△ 3.58

（注） ○ 業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\{ \text{業務純益（一般貸倒引当金繰入前）} - \text{優先株式配当金総額} \} \times 2}{\{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \}} \times 100$$

○ 業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{(\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2}{\{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \}} \times 100$$

○ 当期利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{(\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}) \times 2}{\{ (\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) \}} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

（金額単位：百万円）

	平成12年中間期 (A)	平成13年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
預 金 (末 残)	8,775,699	8,660,064	△ 115,635
預 金 (平 残)	8,601,400	8,558,146	△ 43,254
貸 出 金 (末 残)	7,823,169	7,773,943	△ 49,226
貸 出 金 (平 残)	7,691,600	7,535,300	△ 156,300

(2) 預金者別預金残高（国内）

（金額単位：百万円）

	平成12年中間期 (A)	平成13年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
個 人	6,266,040	6,440,328	174,288
法 人	1,998,391	1,863,518	△ 134,873
公 金	379,166	257,399	△ 121,767
金 融 機 関	126,949	98,400	△ 28,549
合 計	8,770,545	8,659,646	△ 110,899

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

（金額単位：百万円）

	平成12年中間期 (A)	平成13年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
消 費 者 ロ ー ン 残 高	2,370,772	2,502,974	132,202
住 宅 ロ ー ン 残 高	2,011,137	2,161,708	150,571
そ の 他 ロ ー ン 残 高	359,635	341,266	△ 18,369

(4) 中小企業等貸出金

（金額単位：百万円、件、%）

	平成12年中間期 (A)	平成13年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
中 小 企 業 等 貸 出 金 残 高 ①	6,010,937	6,156,775	145,838
総 貸 出 金 残 高 ②	7,790,634	7,769,665	△ 20,969
中 小 企 業 等 貸 出 金 比 率 ①/②	77.16	79.24	2.08
中 小 企 業 等 貸 出 先 件 数 ③	422,409	409,504	△ 12,905
総 貸 出 先 件 数 ④	423,530	410,508	△ 13,022
中 小 企 業 等 貸 出 先 件 数 比 率 ③/④	99.74	99.76	0.02

（注） 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

（金額単位：百万円）

種 類	平 成 12 年 中 間 期		平 成 13 年 中 間 期	
	口 数	金 額	口 数	金 額
手 形 引 受	20口	68	31口	259
信 用 状	847	5,938	740	5,163
保 証	2,582	369,729	2,490	374,510
計	3,449	375,736	3,261	379,934

(参 考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55条。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（金額単位：百万円）

項 目		平成12年9月30日	平成13年9月30日
基本的項目	資 本 金	184,242	184,603
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 準 備 金	146,277	146,277
	連 結 剰 余 金	73,372	89,537
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	10,980	10,902
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 （ △ ）	—	8,257
	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 118	△ 0
	営 業 権 相 当 額 （ △ ）	—	—
	連 結 調 整 勘 定 相 当 額 （ △ ）	326	213
補完的項目	計 (A)	414,428	422,851
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,710	25,515
	一 般 貸 倒 引 当 金	41,418	36,013
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	220,340	200,581
	うち永久劣後債務（注2）	136,700	80,000
控除項目	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	83,640	120,581
	計	287,468	262,111
自己資本額	うち自己資本への算入額 (B)	287,468	262,111
	控 除 項 目 (注4)(C)	2,831	3,581
リスク・アセット等	(A) + (B) - (C) (D)	699,065	681,380
	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	6,599,927	6,259,188
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	351,478	339,840
計 (E)		6,951,406	6,599,028
連 結 自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) = $\frac{D}{E} \times 100$		10.05%	10.32%

（注）1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げられるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

項 目		平成12年9月30日	平成13年9月30日
基本的項目	資 本 金	184,794	184,798
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 準 備 金	146,277	146,277
	利 益 準 備 金	32,382	33,092
	任 意 積 立 金	21,743	40,219
	中 間 未 処 分 利 益	14,731	12,778
	そ の 他	—	△ 0
	その他有価証券の評価差損（△）	—	8,656
	営 業 権 相 当 額 （ △ ）	—	—
補完的項目	計 (A)	399,928	408,510
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,710	25,515
	一 般 貸 倒 引 当 金	37,441	32,774
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	220,340	200,581
	うち永久劣後債務（注2）	136,700	80,000
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	83,640	120,581
控除項目	計	283,491	258,872
	うち自己資本への算入額 (B)	283,491	258,872
自己資本額	控 除 項 目 (注4)(C)	2,831	3,581
	(A) + (B) - (C) (D)	680,589	663,801
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	6,492,293	6,236,927
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	295,377	285,871
	計 (E)	6,787,671	6,522,798
単 体 自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) = $\frac{D}{E} \times 100$		10.02%	10.17%

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号および第5号に掲げられるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(参 考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(金額単位:億円)

債 権 の 区 分	平成12年9月30日	平成13年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,066	861
危険債権	2,065	2,379
要管理債権	2,632	1,403
正常債権	76,782	77,331

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行および当行の連結子会社)が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4. 経営上の重要な契約等

該当ありません。

5. 研究開発活動

該当ありません。

第 3 設 備 の 状 況

1. 主要な設備の状況

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

① 銀行業

	会 社 名	店 舗 名 そ の 他	所 在 地	設 備 の 内 容	敷 地 面 積	建 物 延 面 積	完 了 年 月
当行		逗子支店	逗 子 市	営業店舗	380 m ²	750 m ²	平成13年 6 月
		橋本支店	相模原市	営業店舗	—	846	平成13年 8 月

② リース業

該当ありません。

③ その他

該当ありません。

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2. 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除去等について、重要な変更はありません。

第 4 提 出 会 社 の 状 況

1. 株 式 等 の 状 況

(1) 株 式 の 総 数 等

種 類	会 社 が 発 行 す る 株 式 の 総 数	摘 要
普 通 株 式	2,600,000,000 株	
優 先 株 式	400,000,000	
計	3,000,000,000	(注)

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、30億株とし、このうち26億株は普通株式、4億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

発 行 済 株 式	種 類	発 行 数		上場証券取引所名	摘 要
		中間会計期末現在 (平成13年9月30日)	提 出 日 現 在 (平成13年12月26日)		
	普 通 株 式	1,138,624,220 株	同 左	東京証券取引所 (市場第1部)	(注) 1. 2
	第一回優先株式	140,000,000	同 左	——	(注) 3
	第二回優先株式	60,000,000	同 左	——	(注) 4
	計	1,338,624,220	同 左		

(注) 1. 議決権を有しております。

2. 提出日現在の発行数には、平成13年12月1日から半期報告書を提出する日までの転換社債の転換及び新株引受権方式のストックオプションの権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

3. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円66銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円83銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は481円40銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または200円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

4. 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年9円46銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円73銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は481円40銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または200円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年 月 日	発 行 済 株 式 総 数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	増 減 額	残 高	
平成13年9月30日	千株 普通株式 — 優先株式 —	千株 普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	千円 —	千円 184,799,595	千円 —	千円 146,277,776	

(注) 1. 平成13年10月19日開催の取締役会において600億円の転換社債発行を決議し、平成13年11月16日に発行いたしました。転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘 柄 (発行年月日)	平 成 13 年 9 月 30 日 現 在			平 成 13 年 11 月 30 日 現 在		
	残 高	転 換 価 格	資 本 組 入 額	残 高	転 換 価 格	資 本 組 入 額
120%コールオプション条項 付第4回無担保転換社債 (平成13年11月16日)	千円 —	円 1株につき —	— 円	千円 60,000,000	円 525	1株につき 263 円

2. 商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権方式のストック・オプションの新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び発行予定期間は次のとおりであります。

株 主 総 会 の 特 別 決 議 日	平 成 13 年 9 月 30 日 現 在				平 成 13 年 11 月 30 日 現 在			
	新株発行 予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間	新株発行 予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間
平成11年6月25日	千株 310	円 369	1株につき 185円	平成13年6月26日～ 平成21年6月25日	千株 310	円 369	1株につき 185円	平成13年6月26日～ 平成21年6月25日
平成12年6月28日	1,504	498	249	平成14年6月29日～ 平成22年6月28日	1,504	498	249	平成14年6月29日～ 平成22年6月28日
平成13年6月27日	1,489	502	251	平成15年6月28日～ 平成23年6月27日	1,489	502	251	平成15年6月28日～ 平成23年6月27日

(注) 1. 新株発行予定残数とは、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株数を減じた数のこととなります。

2. 資本組入額は、新株発行を決定する取締役会において決定しております。

(3) 大株主の状況

① 普 通 株 式

平成13年9月30日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
明治生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	36,494千株	3.20 %
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号	36,494	3.20
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区八重洲1丁目2番1号)	36,494	3.20
東洋信託銀行株式会社 信託勘定A口	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号	34,595	3.03
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	28,732	2.52
日本トラスティサービス 信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1丁目8番11号	28,360	2.49
三菱信託銀行株式会社信託口	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	19,803	1.73
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	18,194	1.59
横浜丸魚株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	12,310	1.08
みずほ信託銀行株式会社信託A口	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	11,706	1.02
計		263,183	23.11

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

東洋信託銀行株式会社信託勘定A口	34,595千株
日本トラスティサービス信託銀行株式会社信託口	28,360千株
三菱信託銀行株式会社信託口	19,803千株
みずほ信託銀行株式会社信託A口	11,706千株

② 第一回優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	140,000 千株	100.00 %
計		140,000	100.00

③ 第二回優先株式

平成13年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000 千株	100.00 %
計		60,000	100.00

(4) 議決権の状況

平成13年9月30日現在

発行済株式	議決権のない 株式数	議決権のある株式数		単 位 未 満 数 株 式	摘 要
		自己株式等	その他		
	株 200,000,000	株 1,000	株 1,131,647,000	株 6,976,220	(注)

(注) 1. 上記の「議決権のある株式数」の「その他」及び「単位未満株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ17千株及び712株含まれております。

なお、「単位未満株式数」については、「単位未満株式数」に読み替えて記載しております。

2. 上記「単位未満株式数」には当行所有の自己株式808株が含まれております。

自己 株式等	所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合	摘 要
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	計		
	株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3丁目1番1号	株 1,000	株 —	株 1,000	% 0.00	(注)
	計		1,000	—	1,000	0.00	

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が5,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」の「その他」に含まれております。

2. 株 価 の 推 移

当 該 中 間 会 計 期 間 に お け る 月 別 最 高 ・ 最 低 株 価	月 別	平成13年4月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	最 高	508 円	518	515	520	513	497
	最 低	435 円	454	442	458	471	389

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3. 役 員 の 状 況

(1) 新 任 役 員

該当ありません。

(2) 退 任 役 員

該当ありません。

(3) 役 職 の 異 動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏 名	異動年月日
代 表 取 締 役 (経営管理部長)	代 表 取 締 役	清 水 三 省	平成 13 年 10 月 19 日
代 表 取 締 役 (経営企画部長)	代 表 取 締 役 (総合企画部長)	池 田 憲 人	平成 13 年 10 月 19 日
取 締 役	取 締 役 (人 事 部 長)	大久保 孝 一	平成 13 年 10 月 19 日

第 5 経 理 の 状 況

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成12年4月1日 至平成12年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成13年4月1日 至平成13年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則（「証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第76号）附則第3条ただし書き）及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第85号）附則第3項に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成12年4月1日 至平成12年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成13年4月1日 至平成13年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成12年4月1日 至平成12年9月30日）及び当中間会計期間（自平成13年4月1日 至平成13年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

その中間監査報告書は、中間連結財務諸表及び中間財務諸表のそれぞれの直前に掲げております。

中 間 監 査 報 告 書

平成 12 年 12 月 21 日

株式会社 横 浜 銀 行

頭 取 平 澤 貞 昭 殿

監 査 法 人 ト ー マ ツ

代表社員 関与社員	公認会計士	佐 藤 良 二 ㊞
--------------	-------	-----------

関与社員	公認会計士	大 森 茂 ㊞
------	-------	---------

関与社員	公認会計士	岸 野 勝 ㊞
------	-------	---------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成12年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

以 上

中 間 監 査 報 告 書

平成 13 年 12 月 25 日

株式会社 横 浜 銀 行

頭 取 平 澤 貞 昭 殿

監 査 法 人 ト ー マ ッ

代表社員
関与社員

公認会計士

佐 藤 良 二 ㊞

関与社員

公認会計士

岸 野 勝 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位：百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成13年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現 金 預 け 金 ※7	437,470	4.11%	290,247	2.83%	293,610	2.73%
コールローン及び買入手形	56,257	0.53	100,649	0.98	205,669	1.91
買 入 金 銭 債 権	21,935	0.21	21,526	0.21	24,168	0.22
特 定 取 引 資 産	67,070	0.63	37,280	0.36	118,705	1.11
有 価 証 券 ※1,7	1,438,465	13.52	1,196,514	11.65	1,460,242	13.60
貸 出 金 ※2,3,4	7,769,575	73.04	7,644,690	74.42	7,720,133	71.88
外 国 為 替 5,6,7,8	8,620	0.08	8,346	0.08	7,668	0.07
そ の 他 資 産 ※7,9	141,571	1.33	213,488	2.08	137,313	1.28
動 産 不 動 産 ※7,10,11	252,674	2.38	237,692	2.31	242,995	2.26
繰 延 税 金 資 産	155,494	1.46	152,506	1.48	146,092	1.36
連 結 調 整 勘 定	326	0.00	213	0.00	270	0.00
支 払 承 諾 見 返	419,643	3.95	475,756	4.63	498,927	4.65
貸 倒 引 当 金	△ 132,035	△ 1.24	△ 106,240	△ 1.03	△ 115,534	△ 1.07
投 資 損 失 引 当 金	△ 226	△ 0.00	—	—	△ 197	△ 0.00
資 産 の 部 合 計	10,636,843	100.00	10,272,672	100.00	10,740,067	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位：百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成13年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
預 金 ※7	8,726,283	82.04%	8,641,280	84.12%	8,869,938	82.59%
譲 渡 性 預 金	53,870	0.51	175,413	1.71	202,570	1.89
コールマネー及び売渡手形 ※7	317,979	2.99	5,553	0.06	132,585	1.23
特 定 取 引 負 債	3,143	0.03	5,488	0.05	5,206	0.05
借 用 金 ※7,12	316,414	2.97	264,510	2.57	286,863	2.67
外 国 為 替	821	0.01	86	0.00	161	0.00
社 債 ※13	85,938	0.81	55,581	0.54	30,716	0.29
そ の 他 負 債	198,932	1.87	143,377	1.40	195,929	1.82
退 職 給 付 引 当 金	157	0.00	193	0.00	181	0.00
債 権 売 却 損 失 引 当 金	25,281	0.24	21,325	0.21	22,692	0.21
偶 発 損 失 引 当 金	5,135	0.05	3,864	0.04	3,777	0.03
特 別 法 上 の 引 当 金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰 延 税 金 負 債	733	0.01	474	0.00	620	0.01
再評価に係る繰延税金負債 ※10	23,636	0.22	23,531	0.23	23,463	0.22
支 払 承 諾	419,643	3.94	475,756	4.63	498,927	4.64
負 債 の 部 合 計	10,177,970	95.69	9,816,438	95.56	10,273,636	95.65
少 数 株 主 持 分	10,980	0.10	10,963	0.11	11,537	0.11
資 本 金	184,799	1.74	184,799	1.80	184,799	1.72
資 本 準 備 金	146,277	1.37	146,277	1.42	146,277	1.36
再 評 価 差 額 金 ※10	33,497	0.31	33,170	0.32	33,253	0.31
連 結 剰 余 金	76,899	0.72	89,537	0.87	86,868	0.81
その他有価証券評価差額金	7,093	0.07	△ 8,318	△ 0.08	4,049	0.04
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 118	△ 0.00	△ 0	△ 0.00	△ 80	△ 0.00
計	448,449	4.21	445,466	4.33	455,167	4.24
自 己 株 式	△ 5	△ 0.00	△ 0	△ 0.00	△ 2	△ 0.00
子会社の所有する親会社株式	△ 552	△ 0.00	△ 195	△ 0.00	△ 270	△ 0.00
資 本 の 部 合 計	447,891	4.21	445,270	4.33	454,894	4.24
負債、少数株主持分及び資本の部合計	10,636,843	100.00	10,272,672	100.00	10,740,067	100.00

② 中間連結損益計算書

(金額単位：百万円)

科 目	前中間連結会計期間 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月 30 日		当中間連結会計期間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月 30 日		前連結会計年度 要約連結損益計算書 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月 31 日	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経 常 収 益	173,926	100.00%	160,021	100.00%	340,114	100.00%
資 金 運 用 収 益	109,917		102,822		217,495	
(うち貸出金利息)	(85,551)		(84,313)		(174,674)	
(うち有価証券利息配当金)	(12,406)		(11,736)		(25,320)	
役 務 取 引 等 収 益	16,512		17,884		35,366	
特 定 取 引 収 益	150		258		609	
そ の 他 業 務 収 益	27,610		28,342		56,800	
そ の 他 経 常 収 益	19,735		10,713		29,842	
経 常 費 用	150,137	86.32	150,547	94.08	290,526	85.42
資 金 調 達 費 用	33,239		19,206		56,897	
(うち預金利息)	(11,295)		(9,334)		(25,126)	
役 務 取 引 等 費 用	3,373		3,064		7,435	
特 定 取 引 費 用	6		19		5	
そ の 他 業 務 費 用	22,994		22,579		47,215	
営 業 経 費	53,176		49,003		103,403	
そ の 他 経 常 費 用 ※1	37,347		56,674		75,569	
経 常 利 益	23,788	13.68	9,474	5.92	49,588	14.58
特 別 利 益 ※2	16,352	9.40	107	0.07	17,360	5.10
特 別 損 失 ※3	16,608	9.55	417	0.26	19,736	5.80
税金等調整前中間(当期)純利益	23,532	13.53	9,163	5.73	47,212	13.88
法人税、住民税及び事業税	1,908	1.10	848	0.53	1,127	0.33
法 人 税 等 調 整 額	8,057	4.63	2,388	1.49	19,070	5.61
少 数 株 主 利 益 (△は少数株主損失)	306	0.18	△ 258	△ 0.16	507	0.15
中 間 (当 期) 純 利 益	13,260	7.62	6,185	3.87	26,507	7.79

③ 中間連結剰余金計算書

(金額単位：百万円)

科 目	前中間連結会計期間 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月 30 日		当中間連結会計期間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月 30 日		前連結会計年度 連結剰余金計算書 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月 31 日	
	金 額		金 額		金 額	
連 結 剰 余 金 期 首 残 高	66,771		86,868		66,771	
連 結 剰 余 金 増 加 高	380		9		625	
再評価差額金取崩に伴う剰余金増加高	380		9		625	
連 結 剰 余 金 減 少 高	3,513		3,524		7,035	
配 当 金	3,513		3,524		7,035	
中 間 (当 期) 純 利 益	13,260		6,185		26,507	
連結剰余金中間期末(期末)残高	76,899		89,537		86,868	

④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位：百万円)

科 目	連結会計期間別		
	前中間連結会計期間 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月 30 日	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー計算書 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月 31 日
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	23,532	9,163	47,212
減価償却費	20,412	18,878	39,180
連結調整勘定償却額	56	56	113
貸倒引当金の増加額	△ 2,884	△ 9,293	△ 19,385
投資損失引当金の増加額	118	△ 70	89
債権売却損失引当金の増加額	△ 1,039	△ 1,367	△ 3,627
偶発損失引当金の増加額	131	86	△ 1,226
退職給与引当金の増加額	△ 15,620	—	△ 15,620
退職給付引当金の増加額	157	11	181
資金運用収益	△ 109,917	△ 102,822	△ 217,495
資金調達費用	33,239	19,206	56,897
有価証券関係損益(△)	△ 12,666	23,354	△ 13,051
為替差損益(△)	784	961	△ 4,070
動産不動産処分損益(△)	245	358	2,468
特定取引資産の純増(△)減	△ 22,505	81,425	△ 74,140
特定取引負債の純増減(△)	△ 220	282	1,842
貸出金の純増(△)減	79,228	75,443	128,669
預金の純増減(△)	86,379	△ 228,657	230,033
譲渡性預金の純増減(△)	△ 159,550	△ 27,157	△ 10,850
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△ 14,628	△ 22,353	△ 30,679
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 53,549	425	111,912
コールローン等の純増(△)減	21,998	107,661	△ 129,647
コールマネー等の純増減(△)	62,544	△ 127,032	△ 122,849
債券貸付取引担保金の純増減(△)	△ 13,941	—	△ 13,941
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 403	△ 677	548
外国為替(負債)の純増減(△)	637	△ 75	△ 22
資金運用による収入	107,447	109,678	215,883
資金調達による支出	△ 36,965	△ 21,980	△ 67,626
その他	△ 25,094	△ 130,590	△ 20,288
小計	△ 32,073	△ 225,083	90,510
法人税等の支払額	△ 572	△ 912	△ 845
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,645	△ 225,995	89,664
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 525,594	△ 435,669	△ 1,064,857
有価証券の売却による収入	486,296	544,637	865,856
有価証券の償還による収入	72,568	103,246	211,255
動産不動産の取得による支出	△ 14,029	△ 13,145	△ 31,267
動産不動産の売却による収入	3,731	2,447	13,520
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,972	201,516	△ 5,491
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約借入金の返済による支出	△ 45,500	—	△ 59,000
劣後特約社債・転換社債の発行による収入	20,000	25,000	21,000
劣後特約社債・転換社債の償還による支出	△ 30,000	—	△ 86,700
配当金支払額	△ 3,513	△ 3,524	△ 7,035
少数株主への配当金支払額	△ 20	△ 20	△ 20
自己株式の取得による支出	△ 4	△ 53	△ 134
自己株式の売却による収入	1,851	152	2,406
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 57,185	21,554	△ 129,484
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	3	△ 13	57
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額	△ 66,855	△ 2,937	△ 45,253
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	287,012	241,759	287,012
Ⅶ 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 ※1	220,157	238,821	241,759

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 16社 主要な会社名 Yokohama Finance (Europe) S.A. 浜銀ファイナンス株式会社 (2) 非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 15社 主要な会社名 浜銀ファイナンス株式会社 横浜信用保証株式会社 なお、Yokohama Finance (Europe) S.A. は、清算により当中間連結会計期間より除外しております。 (2) 非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 同 左	(1) 連結子会社 16社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 3社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 3社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 同 左	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 3社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 3社 9月末日 13社 (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 13社 (2) 同 左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 3社 3月末日 13社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同 左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前

	前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
	る評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 連結子会社のうち浜銀ファインンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用し、税法の償却率により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 動 産：2年～20年 連結子会社のうち浜銀ファインンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 同 左	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 動 産：2年～20年 連結子会社のうち浜銀ファインンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 同 左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し

	前中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日	前連結会計年度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日
	必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は236,918百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、主として一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は203,302百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は221,248百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(6) 退職給付引当金の計上基準	従業員退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異（15,980百万円）については、退職給付信託の設定により15,860百万円を一時費用処理するとともに、残額については当連結会計年度において費用処理することとし、当中間連結会計期間においては、主として同残額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理 また、会計基準変更時差異（15,980百万円）については、退職給付信託の設定により15,860百万円を一時費用処理するとともに、残額については当連結会計年度において費用処理しております。
(7) 債権売却損失引当金の計上基準	株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 同 左	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 同 左
(8) 偶発損失引当金の計上基準	債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 偶発損失引当金の計上基準 同 左	(8) 偶発損失引当金の計上基準 同 左

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
(9) 投資損失引当金の計上基準 株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	—	(9) 投資損失引当金の計上基準 株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金 0 百万円及び証券取引責任準備金 0 百万円であり、次のとおり計上しております。 A 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第 82 条及び同法施行規則第 29 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 B 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第 65 条の 2 第 7 項において準用する同法第 51 条及び金融機関の証券業務に関する命令第 32 条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金 0 百万円であり、次のとおり計上しております。 ・証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第 65 条の 2 第 7 項において準用する同法第 51 条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 32 条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金 0 百万円及び証券取引責任準備金 0 百万円であり、次のとおり計上しております。 A 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第 82 条及び同法施行規則第 29 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 B 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第 65 条の 2 第 7 項において準用する同法第 51 条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 32 条に定めるところにより算出した額を計上しております。
(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
(12) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同 左	(12) リース取引の処理方法 同 左
(13) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債について当行及び連結子会社においては繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特	(13) 重要なヘッジ会計の方法 同 左

	前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
		例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。	
	(14) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13) 消費税等の会計処理 同 左	(14) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

表示方法の変更

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
(中間連結キャッシュ・フロー計算書) (1) 前中間連結会計期間において「預金の純増減(△)」に含めて表示しておりました「譲渡性預金の純増減(△)」(前中間連結会計期間△272,020百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。 (2) 前中間連結会計期間において「コールマネー等の純増減(△)」に含めて表示しておりました「借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)」(前中間連結会計期間△28,663百万円)を、当中間連結会計期間においては区分掲記しております。	_____	_____

(追加情報)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
(貸倒引当金の表示方法) 前中間連結会計期間まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間より資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部及び負債の部はそれぞれ132,035百万円減少しております。		
(退職給付会計) 当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は681百万円、税金等調整前中間純利益は669百万円増加しております。 また、当行は当中間連結会計期間に退職給付信託を設定し、会計基準変更時差異についてはその全額を一括費用処理しております。この結果、税金等調整前中間純利益は12百万円減少しております。 なお、退職給与引当金及び企業年金制度の過去勤務債務等に係る未払金は、退職給付引当金に含めて表示しております。		(退職給付会計) 当連結会計年度から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は1,239百万円、税金等調整前当期純利益は1,226百万円増加しております。 また、当行は当連結会計年度に退職給付信託を設定しております。この結果、税金等調整前当期純利益は12百万円減少しております。 なお、退職給与引当金及び企業年金制度の過去勤務債務等に係る未払金は、退職給付引当金に含めて表示しております。
(金融商品会計) 当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益は2,835百万円増加しております。 なお、金融商品に係る会計基準の適用に伴う中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、中間連結貸借対照表の表示科目が改定され、その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。		(金融商品会計) 1. 当連結会計年度から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益は921百万円増加しております。 2. ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引の損益については、従来と同じ損益科目で表示しておりますが、収益及び費用の表示は金融商品に係る会計基準の適用に伴い、当連結会計年度より従来の総額表示から純額表示に変更しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益の影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、経常収益及び経常費用はそれぞれ7,140百万円減少しております。 なお、銀行業におけるヘッジ会計に係るデリバティブ取引の収益及び費用の表示に関し、日本公認会計士協会とも協議の結果、下期において総額表示に比べて純額表示がより適正な表示であるとの結論に達したために、中間連結会計期間においては従来の総額表示によっております。中間連結会計期間において、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引について収益及び費用を純額で表示した場合には、中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益の影響はありませんが、経常収益及び経常費用はそれぞれ3,350百万円減少いたします。 3. 金融商品に係る会計基準の適用に伴う連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、連結貸借対照表の表示科目が改定され、その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。
(外貨建取引等会計基準) 当行は、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上	(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の	(外貨建取引等会計基準) 当行は、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。 国内連結子会社は、当中間連結会計期間から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。これによる損益への影響はありません。 また、前連結会計年度において「資産の部」に計上していた為替換算調整勘定は、中間連結財務諸表規則の改正により、「資本の部」に含めて計上しております。	監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりますが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ63百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。	の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。 国内連結子会社は、当連結会計年度から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 また、前連結会計年度において「資産の部」に計上していた為替換算調整勘定は、連結財務諸表規則の改正により、「資本の部」に含めて計上しております。
利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他の経常費用」として計上しております。なお、当行の東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間連結会計期間より、「その他の経常費用」として299百万円計上しております。		利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他の経常費用」として計上しております。なお、当行の東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当連結会計年度より、「その他の経常費用」として626百万円計上しております。

注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	当 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 連 結 会 計 年 度 末 (平成13年3月31日)																												
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式385百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は38,484百万円、延滞債権額は286,218百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15,927百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は247,628百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は588,258百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、150,913百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>182,703百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>155,230百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>13,230百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>117,797百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>1,060百万円</td></tr></table>	有価証券	182,703百万円	貸出金	155,230百万円	預金	13,230百万円	コールマネー及び売渡手形	117,797百万円	借入金	1,060百万円	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式385百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,281百万円、延滞債権額は308,107百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は14,743百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は127,108百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は474,242百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、138,183百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>380,233百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>12,508百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>13,043百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>1,000百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用と	有価証券	380,233百万円	貸出金	12,508百万円	預金	13,043百万円	借入金	1,000百万円	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式385百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,333百万円、延滞債権額は331,181百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,933百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は185,087百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は545,535百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、160,008百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>429,503百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>67,440百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>47,733百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>3,700百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>1,000百万円</td></tr></table>	有価証券	429,503百万円	貸出金	67,440百万円	預金	47,733百万円	コールマネー及び売渡手形	3,700百万円	借入金	1,000百万円
有価証券	182,703百万円																													
貸出金	155,230百万円																													
預金	13,230百万円																													
コールマネー及び売渡手形	117,797百万円																													
借入金	1,060百万円																													
有価証券	380,233百万円																													
貸出金	12,508百万円																													
預金	13,043百万円																													
借入金	1,000百万円																													
有価証券	429,503百万円																													
貸出金	67,440百万円																													
預金	47,733百万円																													
コールマネー及び売渡手形	3,700百万円																													
借入金	1,000百万円																													

前 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	当 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 連 結 会 計 年 度 末 (平成13年3月31日)
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券151,712百万円及び現金預け金2,000百万円を差し入れております。 また、借入金21,984百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権26,927百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は11,125百万円であります。	して、有価証券90,153百万円を差し入れております。 また、借入金14,097百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権18,359百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,230百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,158,753百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが646,054百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は23,938百万円、繰延ヘッジ利益の総額は7,921百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公	上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,514百万円及び現金預け金1,000百万円を差し入れております。 また、借入金22,005百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権26,901百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,712百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,234,617百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが735,380百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は24,660百万円、繰延ヘッジ利益の総額は11,886百万円であります。 ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公

前 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	当 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 連 結 会 計 年 度 末 (平成13年3月31日)
示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,564 百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 260,572 百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 178,500 百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債 85,938 百万円であります。	示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,694 百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 248,624 百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 165,000 百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債 55,581 百万円であります。	示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,721 百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 269,027 百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 165,000 百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債 30,716 百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日
※2. 特別利益には、当行の退職給付信託の設定に伴う退職給付信託設定益 15,847 百万円を含んでおります。 ※3. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 15,860 百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸出金償却 18,842百万円、株式等償却30,574百万円を含んでおります。	※2. 特別利益には、当行の退職給付信託の設定に伴う退職給付信託設定益 15,847 百万円を含んでおります。 ※3. 特別損失には、当行の退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 15,860 百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成12年9月30日現在 現金預け金 437,470百万円 日本銀行以外への預け金 △ 217,312百万円 現金及び現金同等物 220,157百万円	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成13年9月30日現在 現金預け金 290,247百万円 日本銀行以外への預け金 △ 51,426百万円 現金及び現金同等物 238,821百万円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成13年3月31日現在 現金預け金 293,610百万円 日本銀行以外への預け金 △ 51,851百万円 現金及び現金同等物 241,759百万円

(リース取引関係)

前 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日																																																						
(借手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 動 産 <table><tr><td>取得価額相当額</td><td>2,795百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>1,142百万円</td></tr><tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td>1,652百万円</td></tr></table> 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 531百万円 1,192百万円 1,723百万円 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 - 支払リース料 329百万円 - 減価償却費相当額 248百万円 - 支払利息相当額 34百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 83百万円 200百万円 283百万円 (貸手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 動 産 その他 合 計 <table><tr><td>取得価額</td><td>193,692百万円</td><td>25,388百万円</td><td>219,081百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額</td><td>122,007百万円</td><td>14,137百万円</td><td>136,144百万円</td></tr><tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td>71,685百万円</td><td>11,251百万円</td><td>82,936百万円</td></tr></table> 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 28,426百万円 56,460百万円 84,887百万円 このうち転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間連結会計期間末残高相当額は、151百万円（うち1年以内は38百万円）であります。 なお、借手側の残高相当額は、おおむね同一であります。 - 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 - 受取リース料 18,801百万円 - 減価償却費 14,855百万円 - 受取利息相当額 2,183百万円 - 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 544百万円 412百万円 957百万円	取得価額相当額	2,795百万円	減価償却累計額相当額	1,142百万円	中間連結会計期間末残高相当額	1,652百万円	取得価額	193,692百万円	25,388百万円	219,081百万円	減価償却累計額	122,007百万円	14,137百万円	136,144百万円	中間連結会計期間末残高	71,685百万円	11,251百万円	82,936百万円	(借手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 動 産 <table><tr><td>取得価額相当額</td><td>3,311百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>1,306百万円</td></tr><tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td>2,004百万円</td></tr></table> 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 551百万円 1,334百万円 1,885百万円 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 - 支払リース料 380百万円 - 減価償却費相当額 295百万円 - 支払利息相当額 40百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 同 左 - 利息相当額の算定方法 同 左 2. オペレーティング・リース取引 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 73百万円 180百万円 254百万円 (貸手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 動 産 その他 合 計 <table><tr><td>取得価額</td><td>129,827百万円</td><td>21,674百万円</td><td>151,501百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額</td><td>65,277百万円</td><td>11,516百万円</td><td>76,793百万円</td></tr><tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td>64,550百万円</td><td>10,157百万円</td><td>74,707百万円</td></tr></table> 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額 26,983百万円 51,925百万円 78,909百万円 - 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 - 受取リース料 18,330百万円 - 減価償却費 13,331百万円 - 受取利息相当額 1,998百万円 - 利息相当額の算定方法 同 左 2. オペレーティング・リース取引 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 549百万円 468百万円 1,018百万円	取得価額相当額	3,311百万円	減価償却累計額相当額	1,306百万円	中間連結会計期間末残高相当額	2,004百万円	取得価額	129,827百万円	21,674百万円	151,501百万円	減価償却累計額	65,277百万円	11,516百万円	76,793百万円	中間連結会計期間末残高	64,550百万円	10,157百万円	74,707百万円	(借手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 動 産 <table><tr><td>取得価額相当額</td><td>3,122百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>1,264百万円</td></tr><tr><td>年度末残高相当額</td><td>1,857百万円</td></tr></table> 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 年度末残高相当額 526百万円 1,226百万円 1,753百万円 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 - 支払リース料 669百万円 - 減価償却費相当額 507百万円 - 支払利息相当額 74百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 同 左 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 76百万円 201百万円 278百万円 (貸手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 動 産 その他 合 計 <table><tr><td>取得価額</td><td>134,284百万円</td><td>21,219百万円</td><td>155,504百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額</td><td>66,174百万円</td><td>10,868百万円</td><td>77,043百万円</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>68,109百万円</td><td>10,350百万円</td><td>78,460百万円</td></tr></table> 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 年度末残高相当額 27,875百万円 54,876百万円 82,751百万円 - 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 - 受取リース料 37,134百万円 - 減価償却費 25,854百万円 - 受取利息相当額 4,300百万円 - 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 1 年内 1 年超 合 計 - 未経過リース料 496百万円 415百万円 912百万円	取得価額相当額	3,122百万円	減価償却累計額相当額	1,264百万円	年度末残高相当額	1,857百万円	取得価額	134,284百万円	21,219百万円	155,504百万円	減価償却累計額	66,174百万円	10,868百万円	77,043百万円	年度末残高	68,109百万円	10,350百万円	78,460百万円
取得価額相当額	2,795百万円																																																							
減価償却累計額相当額	1,142百万円																																																							
中間連結会計期間末残高相当額	1,652百万円																																																							
取得価額	193,692百万円	25,388百万円	219,081百万円																																																					
減価償却累計額	122,007百万円	14,137百万円	136,144百万円																																																					
中間連結会計期間末残高	71,685百万円	11,251百万円	82,936百万円																																																					
取得価額相当額	3,311百万円																																																							
減価償却累計額相当額	1,306百万円																																																							
中間連結会計期間末残高相当額	2,004百万円																																																							
取得価額	129,827百万円	21,674百万円	151,501百万円																																																					
減価償却累計額	65,277百万円	11,516百万円	76,793百万円																																																					
中間連結会計期間末残高	64,550百万円	10,157百万円	74,707百万円																																																					
取得価額相当額	3,122百万円																																																							
減価償却累計額相当額	1,264百万円																																																							
年度末残高相当額	1,857百万円																																																							
取得価額	134,284百万円	21,219百万円	155,504百万円																																																					
減価償却累計額	66,174百万円	10,868百万円	77,043百万円																																																					
年度末残高	68,109百万円	10,350百万円	78,460百万円																																																					

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	前中間連結会計期間末（平成12年9月30日現在）				
		中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
国 債		—	—	—	—	—
地 方 債		—	—	—	—	—
社 債		500	500	0	0	—
そ の 他		—	—	—	—	—
合 計		500	500	0	0	—

(注) 時価は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	前中間連結会計期間末（平成12年9月30日現在）				
		取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	う ち 益	う ち 損
株 式		391,637	395,165	3,527	56,265	52,738
債 券		880,625	889,121	8,496	8,923	427
	国 債	355,924	358,278	2,354	2,476	121
	地 方 債	220,939	223,854	2,915	3,055	140
	社 債	303,761	306,988	3,226	3,392	165
そ の 他		39,396	39,553	157	240	83
合 計		1,311,659	1,323,840	12,181	65,430	53,248

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位：百万円)

		前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
満期保有目的の債券		
地 方 公 社 債		47,260
事 業 債		33,273
非 上 場 外 国 債 券		6,302
その他有価証券		
非上場株式(店頭売買株式を除く)		18,502
非 上 場 外 国 債 券		5,625

II 当中間連結会計期間末

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	当中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）				
		中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
国 債		—	—	—	—	—
地 方 債		—	—	—	—	—
社 債		150	150	0	0	—
そ の 他		—	—	—	—	—
合 計		150	150	0	0	—

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	当中間連結会計期間末（平成13年9月30日現在）				
		取得原価	中間連結貸借 対照表計上額	評価差額	う ち 益	う ち 損
株 式		286,264	252,577	△ 33,687	18,948	52,636
債 券		794,472	813,384	18,911	18,954	42
	国 債	208,589	213,308	4,719	4,726	7
	地 方 債	252,325	260,859	8,534	8,550	16
	社 債	333,557	339,215	5,657	5,676	19
そ の 他		33,481	34,152	671	722	50
合 計		1,114,218	1,100,114	△ 14,104	38,625	52,729

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 29,779 百万円減損処理を行なっております。時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位：百万円)

期 別		当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)
満期保有目的の債券		
地 方 公 社 債		35,415
事 業 債		36,769
非 上 場 外 国 債 券		4,639
そ の 他 有 価 証 券		
非上場株式(店頭売買株式を除く)		18,202

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	前連結会計年度末（平成13年3月31日現在）				
		連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
国 債		—	—	—	—	—
地 方 債		—	—	—	—	—
社 債		300	302	2	2	—
そ の 他		—	—	—	—	—
合 計		300	302	2	2	—

(注) 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位：百万円)

種 類	期 別	前連結会計年度末（平成13年3月31日現在）				
		取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	う ち 益	う ち 損
株 式		361,324	347,061	△ 14,262	40,238	54,501
債 券		954,742	975,978	21,236	21,348	111
	国 債	277,721	284,030	6,308	6,327	19
	地 方 債	268,752	277,034	8,281	8,308	27
	社 債	408,267	414,913	6,646	6,711	65
そ の 他		34,045	34,394	349	417	68
合 計		1,350,111	1,357,434	7,323	62,004	54,681

(注) 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
満期保有目的の債券	
地方公社債	40,511
事業債	35,504
非上場外国債券	5,428
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	18,712

(金銭の信託関係)

Ⅰ 前中間連結会計期間末(平成12年9月30日現在)

金銭の信託につきましては、該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末(平成13年9月30日現在)

金銭の信託につきましては、該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末(平成13年3月31日現在)

金銭の信託につきましては、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

Ⅰ 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
評価差額	12,181
その他有価証券	12,181
その他の金銭の信託	—
(△) 中間連結損益計算書への評価損益計上額	98
(△) 繰延税金負債	4,989
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,093
(△) 少数株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	7,093

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)
評価差額	△ 14,104
その他有価証券	△ 14,104
その他の金銭の信託	—
(△) 中間連結損益計算書への評価損益計上額	0
(+) 繰延税金資産	5,846
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△ 8,257
(△) 少数株主持分相当額	61
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△ 8,318

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

		前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)
評 価 差 額		7,323
	その他有価証券	7,323
	その他の金銭の信託	—
(△) 連結損益計算書への評価損益計上額		2
(△) 繰延税金負債		2,915
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)		4,404
(△) 少数株主持分相当額		355
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額		—
その他有価証券評価差額金		4,049

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引

(金額単位：百万円)

区 分	種 類	前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
取 引 所	金利先物	9,947	△ 0	△ 0
	金利オプション	—	—	—
店 頭	金利先渡し契約	—	—	—
	金利スワップ	561,727	660	660
	金利オプション	—	—	—
	その他	37,934	△ 46	70
	合 計		613	731

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引につきましては、該当ありません。

(注) 1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、記載対象から除いております。

2. 「銀行業において【新外為経理基準】を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、記載対象から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

種 類	前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
	契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
通貨スワップ	478,698	1,965	1,965

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、記載対象から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

区分	種 類	前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
		契 約 額 等
取引所	通貨先物	—
	通貨オプション	—
店頭	為替予約	325,694
	通貨オプション	22,200
	その他	—

3. 株式関連取引

株式関連取引につきましては、該当ありません。

4. 債券関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種 類	前中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
取引所	債券先物	9,614	△ 52	△ 52
	債券先物オプション	6,000	1	△ 0
店頭	債券店頭オプション	12,500	△ 216	△ 64
	その他	—	—	—
	合 計		△ 267	△ 117

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

5. 商品関連取引

商品関連取引につきましては、該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
取引所	金利先物	34,966	1	1
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	508,491	821	821
	金利オプション	—	—	—
	その他	79,152	△ 224	609
	合 計		598	1,432

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	35,010	17	17
	為替予約	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	455,697	1,101	1,101

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)
		契約額等
取引所	通貨先物	—
	通貨オプション	—
店頭	為替予約	105,273
	通貨オプション	95,119
	その他	—

3. 株式関連取引

株式関連取引につきましては、該当ありません。

4. 債券関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成13年9月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
取引所	債券先物	19,360	△ 30	△ 30
	債券先物オプション	2,700	0	△ 0
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計		△ 29	△ 30

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引

商品関連取引につきましては、該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 金利関連取引

(金額単位：百万円)

区分	種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)		
		契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	497,857	818	818
	金利オプション	—	—	—
	その他	61,445	△ 122	390
	合 計		696	1,209

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引につきましては、該当ありません。

(注) 1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2. の取引は、記載対象から除いております。

2. 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、記載対象から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)		
	契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
通貨スワップ	554,008	5,258	5,258

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、記載対象から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位：百万円)

区分	種 類	前連結会計年度末 (平成13年3月31日現在)	
		契 約 額 等	
取引所	通貨先物	—	
	通貨オプション	—	
店頭	為替予約	90,594	
	通貨オプション	70,030	
	その他	—	

3. 株式関連取引

株式関連取引につきましては、該当ありません。

4. 債券関連取引

債券関連取引につきましては、該当ありません。

5. 商品関連取引

商品関連取引につきましては、該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間 (自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月30日)

(金額単位: 百万円)

	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	146,077	23,236	4,612	173,926	—	173,926
(2) セグメント間の内部経常収益	630	555	2,135	3,321	(3,321)	—
計	146,707	23,791	6,748	177,247	(3,321)	173,926
経 常 費 用	122,703	23,108	7,612	153,423	(3,286)	150,137
経常利益 (△は経常損失)	24,004	683	△ 864	23,823	(35)	23,788

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他……証券、保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

4. 会計処理基準等の変更

(1) 退職給付に係る会計基準の適用

(追加情報) に記載のとおり、当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常費用は766百万円減少し、経常利益は同額増加しております。また、「その他」について経常費用及び経常損失は85百万円増加しております。

(2) 金融商品に係る会計基準の適用

(追加情報) に記載のとおり、当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益は3,793百万円増加、経常費用は958百万円増加し、経常利益は2,835百万円増加しております。

当中間連結会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)

(金額単位: 百万円)

	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	133,476	22,370	4,174	160,021	—	160,021
(2) セグメント間の内部経常収益	649	479	1,534	2,663	(2,663)	—
計	134,125	22,850	5,708	162,684	(2,663)	160,021
経 常 費 用	123,687	22,827	6,681	153,196	(2,649)	150,547
経常利益 (△は経常損失)	10,437	23	△ 973	9,487	(13)	9,474

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他……保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

4. 会計処理基準等の変更

(追加情報) に記載のとおり、当中間連結会計期間から「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益及び経常利益は63百万円増加しております。なお、「リース業」、「その他」については影響ありません。

前連結会計年度（自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月31日）

（金額単位：百万円）

	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	283,509	45,915	10,689	340,114	—	340,114
(2) セグメント間の内部経常収益	1,478	1,122	3,955	6,555	(6,555)	—
計	284,987	47,037	14,644	346,670	(6,555)	340,114
経 常 費 用	235,748	46,422	14,871	297,042	(6,516)	290,526
経 常 利 益（△は経常損失）	49,239	614	△ 226	49,627	(39)	49,588

（注） 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業……銀行業

(2) リース業……リース業

(3) その他……証券、保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

4. 会計処理基準等の変更

(1) 退職給付に係る会計基準の適用

（追加情報）に記載のとおり、当連結会計年度から退職給付に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常費用は1,348百万円減少し、経常利益は同額増加しております。また、「その他」について経常費用及び経常損失は109百万円増加しております。

(2) 金融商品に係る会計基準の適用

（追加情報）に記載のとおり、当連結会計年度から金融商品に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益は2,782百万円増加、経常費用は1,839百万円増加し、経常利益は942百万円増加しております。また、「リース業」について経常費用は21百万円増加し、経常利益は同額減少しております。

2. 所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	前中間連結会計期間 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月30日	当中間連結会計期間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月31日
連結ベースの1株当たり純資産額	3 0 5 . 9 4 円	3 0 3 . 3 6 円	3 1 1 . 8 7 円
連結ベースの1株当たり 中 間（ 当 期 ） 純 利 益	1 1 . 0 8 円	5 . 4 3 円	2 2 . 1 2 円
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益	当中間期は転換社債等潜在 株式がないので記載して おりません。	5 . 4 3 円	当期は転換社債等潜在株式 がないので記載して おりません。

（注） 1. 連結ベースの1株当たり純資産額は、（中間）期末連結純資産額から「（中間）期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、（中間）期末の発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

2. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、（中間）期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月30日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月31日
	当行は、平成13年10月19日及び同年10月29日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり第4回無担保転換社債を発行し、その払込金を受領しました。 1. 転換社債の銘柄 株式会社横浜銀行120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付) 2. 発行総額 60,000百万円 3. 発行価額 額面100円につき金100円 4. 利 率 本社債には利息を付さない 5. 償還期限 平成16年 9 月30日 6. 払込期日 平成13年11月16日 7. 転換の条件 (1) 転換価額 本社債の転換により発行する当行普通株式1株の発行価額(以下転換価額という)は、金525円とする。転換に際し1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する本社債額面金額を額面100円につき金100円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。 (2) 転換価額の下方修正 ① 平成15年7月25日(以下決定日という)まで(当日を含む)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。 ② 上記①の規定に関わらず、上記①により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに下記(3)により調整された場合には、当該調整後の転換価額(上記①により修正された金額は考慮しない)を当初の転換価額とみなすものとする。 ③ 上記①および②により修正された転換価額は、平成15年8月15日(以下この日を効力発生日という)以降、これを適用する。 ④ 決定日の翌日から効力発生日までの間に、下記(3)に定める転換価額の調整が行われる場合には、上記①ないし③による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。 (3) 転換価額の調整 転換価額は、本社債発行後、当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(転換権等(以下に定義される)または新株引受権等(以下に定義される)の行使により発行する場合を除く)には、次の算式により調整される。 $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数}}$ なお、株式の分割もしくは併合ならびに時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる権利(法令の改正により、本社債発行時における転換権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して転換権等という)を付与された証券の発行、もしくは普通株式の新株を引受ける権利(法令の改正により、本社債発行時における新株引受権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して新株引受権等という)を付与された証券の発行等が行われる場合にも転換価額は調整されるものとする。 8. 120%コールオプション条項 当行は、東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)がある20連続取引日にわたり当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、平成14年10月1日以降いつでもその時点において未償	

前中間連結会計期間 自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日
	還の本社債の全て（一部は不可）を繰上償還することができる。 この場合の償還金額は額面100円につき金100円とする。 9. 募集の方法 本社債の発行総額600億円のうち、420億円は国内において一般募集し、180億円は欧州を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く）において募集する。 10. 調達資金の使途 運転資金に充当する。	

(2) その他

該当ありません。

中 間 監 査 報 告 書

平成12年12月21日

株式会社 横 浜 銀 行

頭 取 平 澤 貞 昭 殿

監 査 法 人 ト ー マ ヅ

代表社員 関与社員	公認会計士	佐 藤 良 二 ㊴
--------------	-------	-----------

関与社員	公認会計士	大 森 茂 ㊴
------	-------	---------

関与社員	公認会計士	岸 野 勝 ㊴
------	-------	---------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第140期事業年度の中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社横浜銀行の平成12年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間会計期間より中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。

以 上

中 間 監 査 報 告 書

平成 13 年 12 月 25 日

株式会社 横 浜 銀 行

頭 取 平 澤 貞 昭 殿

監 査 法 人 ト ー マ ツ

代表社員
関与社員

公認会計士

佐 藤 良 二 ㊞

関与社員

公認会計士

岸 野 勝 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第141期事業年度の中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社横浜銀行の平成13年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成12年9月30日)		当中間会計期間末 (平成13年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成13年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現 金 預 け 金	432,420	4.13%	289,286	2.85%	288,193	2.73%
コ ー ル ロ ー ン	46,257	0.44	100,649	0.99	41,369	0.39
買 入 手 形	10,000	0.09	—	—	164,300	1.56
買 入 金 銭 債 権	4,100	0.04	3,751	0.04	3,728	0.04
特 定 取 引 資 産	67,070	0.64	37,280	0.37	118,705	1.12
有 価 証 券 ※1,8	1,414,718	13.51	1,183,670	11.66	1,444,412	13.68
(うち自己株式) ※2	(5)	(0.00)	(—)	(—)	(2)	(0.00)
貸 出 金 ※3,4,5,6,7,8,9	7,823,169	74.71	7,773,943	76.56	7,801,193	73.91
外 国 為 替	8,620	0.08	8,346	0.08	7,668	0.07
そ の 他 資 産 ※10	110,559	1.06	185,973	1.83	106,832	1.01
動 産 不 動 産 ※8,11,12,16	154,531	1.48	144,557	1.42	147,149	1.39
繰 延 税 金 資 産	149,005	1.42	145,762	1.44	140,130	1.33
支 払 承 諾 見 返	375,736	3.59	379,934	3.74	400,737	3.80
貸 倒 引 当 金	△ 124,282	△ 1.19	△ 99,791	△ 0.98	△ 109,243	△ 1.03
投 資 損 失 引 当 金	△ 90	△ 0.00	—	—	△ 127	△ 0.00
資 産 の 部 合 計	10,471,817	100.00	10,153,365	100.00	10,555,051	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成12年9月30日)		当中間会計期間末 (平成13年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成13年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
預 金 ※8	8,775,699	83.80%	8,660,064	85.29%	8,887,635	84.20%
譲 渡 性 預 金	63,870	0.61	256,813	2.53	253,670	2.40
コ ー ル マ ネ ー ※8	314,979	3.01	5,553	0.06	128,885	1.22
売 渡 手 形 ※8	3,000	0.03	—	—	3,700	0.04
特 定 取 引 負 債	3,143	0.03	5,488	0.05	5,206	0.05
借 用 金 ※13	284,991	2.72	216,124	2.13	216,262	2.05
外 国 為 替	821	0.01	86	0.00	161	0.00
社 債 ※14	20,000	0.19	45,000	0.44	20,000	0.19
そ の 他 負 債	132,646	1.27	93,901	0.93	138,063	1.31
債 権 売 却 損 失 引 当 金	25,281	0.24	21,325	0.21	22,692	0.21
偶 発 損 失 引 当 金	5,135	0.05	3,864	0.04	3,777	0.04
特 別 法 上 の 引 当 金 ※15	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債 ※16	23,636	0.22	23,531	0.23	23,463	0.22
支 払 承 諾	375,736	3.59	379,934	3.74	400,737	3.80
負 債 の 部 合 計	10,028,940	95.77	9,711,688	95.65	10,104,257	95.73
資 本 金	184,799	1.76	184,799	1.82	184,799	1.75
資 本 準 備 金	146,277	1.40	146,277	1.44	146,277	1.39
利 益 準 備 金	31,676	0.30	33,092	0.33	32,382	0.31
再 評 価 差 額 金 ※16	33,497	0.32	33,170	0.33	33,253	0.31
そ の 他 の 剰 余 金	40,669	0.39	52,994	0.52	50,212	0.47
任 意 積 立 金	21,743		40,219		21,743	
中間（当期）未処分利益	18,926		12,774		28,469	
その他有価証券評価差額金	5,955	0.06	△ 8,656	△ 0.09	3,868	0.04
自 己 株 式	—	—	△ 0	△ 0.00	—	—
資 本 の 部 合 計	442,877	4.23	441,677	4.35	450,793	4.27
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	10,471,817	100.00	10,153,365	100.00	10,555,051	100.00

② 中間損益計算書

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月30日		当中間会計期間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日		前事業年度 要約損益計算書 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月31日	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経 常 収 益	146,417	100.00%	134,348	100.00%	284,184	100.00%
資 金 運 用 収 益	109,311		103,234		216,172	
(うち貸出金利息)	(85,341)		(84,240)		(174,260)	
(うち有価証券利息配当金)	(12,045)		(12,223)		(24,442)	
役 務 取 引 等 収 益	15,126		16,424		32,556	
特 定 取 引 収 益	150		258		609	
そ の 他 業 務 収 益	3,551		4,837		8,532	
そ の 他 経 常 収 益	18,276		9,593		26,314	
経 常 費 用	122,515	83.68	123,754	92.11	235,346	82.81
資 金 調 達 費 用	31,634		18,042		53,555	
(うち預金利息)	(11,303)		(9,351)		(25,153)	
役 務 取 引 等 費 用	4,105		3,801		8,859	
特 定 取 引 費 用	6		19		5	
そ の 他 業 務 費 用	1,894		1,981		5,179	
営 業 経 費 ※1	51,762		47,687		100,648	
そ の 他 経 常 費 用 ※2	33,111		52,221		67,098	
経 常 利 益	23,902	16.32	10,594	7.89	48,838	17.19
特 別 利 益 ※3	15,850	10.83	100	0.07	16,492	5.80
特 別 損 失 ※4	16,594	11.33	386	0.29	18,414	6.48
税引前中間(当期)純利益	23,157	15.82	10,308	7.67	46,916	16.51
法人税、住民税及び事業税	54	0.04	67	0.05	107	0.04
法 人 税 等 調 整 額	9,658	6.60	3,231	2.40	19,834	6.98
中 間 (当 期) 純 利 益	13,444	9.18	7,009	5.22	26,974	9.49
前 期 繰 越 利 益	5,101		5,756		5,101	
再 評 価 差 額 金 取 崩 額	380		9		625	
中 間 配 当 額	—		—		3,526	
中間配当に伴う利益準備金積立額	—		—		705	
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	18,926		12,774		28,469	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
1. 特定取 引資産・ 負債の評 価基準及 び収益・ 費用の計 上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券および金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同 左	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中期の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証 券の評価 基準及び 評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。
3. デリバ ティブ取 引の評価 基準及び 評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資 産の減価 償却の方 法	(1) 動産不動産 動産不動産は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 動 産：2年～20年 (2) ソフトウェア 同 左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 動 産：2年～20年 (2) ソフトウェア 同 左
5. 引当金 の計上基 準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に

	前 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日		
	陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は219,733百万円であります。	陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は187,862百万円であります。	陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は204,211百万円であります。		
(2) 投資損失引当金	株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		(2) 投資損失引当金	株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
(3) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。 なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。 また、当中間期末に退職給付信託を設定し、会計基準変更時差異（15,860百万円）についてはその全額を一括費用処理しております。	(3) 退職給付引当金	退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。 なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 - その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 - 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理	(3) 退職給付引当金	退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。 なお、当期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 - 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 - 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により、翌期から費用処理 - なお、会計基準変更時差異（15,860百万円）については、退職給付信託の設定により全額を一括費用処理しております。
(4) 債権売却損失引当金	株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 債権売却損失引当金	同 左	(4) 債権売却損失引当金	同 左

	前 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
	(5) 偶発損失引当金 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(5) 偶発損失引当金 同 左	(5) 偶発損失引当金 同 左
	(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 金融先物取引責任準備金 同 左	(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
	(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(7) 証券取引責任準備金 同 左
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。	外貨建の資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	同 左	同 左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

(追加情報)

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
(貸倒引当金の表示方法) 前中間会計期間まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間は資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部及び負債の部はそれぞれ124,282百万円減少しております。		
(退職給付会計) 当中間会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は766百万円、税引前中間純利益は754百万円増加しております。 また、当中間会計期間に退職給付信託を設定し、会計基準変更時差異についてはその全額を一括費用処理しております。この結果、税引前中間純利益は12百万円減少しております。		(退職給付会計) 当事業年度から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は1,348百万円、税引前当期純利益は1,336百万円増加しております。 また、当事業年度に退職給付信託を設定しております。この結果、税引前当期純利益は12百万円減少しております。
(金融商品会計) 当中間会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前中間純利益は2,835百万円増加しております。 なお、金融商品に係る会計基準の適用に伴う中間財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により中間貸借対照表の表示科目が改定され、その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。		(金融商品会計) 1. 当事業年度から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益は942百万円増加しております。 2. ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引の損益については、従来と同じ損益科目で表示しておりますが、収益及び費用の表示は金融商品に係る会計基準の適用に伴い、当事業年度より従来の総額表示から純額表示に変更しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益の影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、「金利スワップ受入利息」及び「金利スワップ支払利息」は、7,140百万円減少し、その結果、経常収益及び経常費用はそれぞれ7,140百万円減少しております。 なお、銀行業におけるヘッジ会計に係るデリバティブ取引の収益及び費用の表示に関し、日本公認会計士協会とも協議の結果、下期において総額表示に比べて純額表示がより適正な表示であるとの結論に達したために、中間期においては従来の総額表示によっております。中間期において、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引について収益及び費用を純額で表示した場合には、中間期の経常利益及び税引前中間純利益の影響はありませんが、経常収益及び経常費用はそれぞれ3,350百万円減少いたします。 3. 金融商品に係る会計基準の適用に伴う財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、貸借対照表の表示科目が改定され、その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。
(外貨建取引等会計基準) 「銀行業において「新外為経理基準」を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。	(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において「新外為経理基準」を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。	(外貨建取引等会計基準) 「銀行業において「新外為経理基準」を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
	この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は0百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ63百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、償権元本相当額および債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、償権元本相当額および債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益または未払費用を計上しております。	
利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間会計期間より、「その他経常費用」として299百万円計上しております。		利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他の経常費用」として計上しております。なお、東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当事業年度より、「その他の経常費用」として626百万円計上しております。
	自己株式は、従来、「有価証券」に含めて計上しておりましたが、中間財務諸表等規則の改正及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年10月5日付内閣府令第85号）附則第3項が規定されたことに伴い、当中間会計期間から資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は0百万円、資本の部は0百万円それぞれ減少しております。	

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成13年3月31日)
※1. 子会社の株式総額 2,354百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は37,621百万円、延滞債権額は273,264百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,741百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は247,533百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は574,161百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、150,913百万円であります。 ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 181,046百万円 貸出金 155,230百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,230百万円 コールマネー 114,797百万円 売渡手形 3,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券151,712百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は11,936百万円であります。	※1. 子会社の株式総額 292百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,630百万円、延滞債権額は297,873百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,392百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は125,927百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,823百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、138,183百万円であります。 ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 378,598百万円 貸出金 12,508百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,043百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,153百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,954百万円であります。 ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,199,959百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが687,260百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高	※1. 子会社の株式総額 2,663百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は19,508百万円、延滞債権額は320,260百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,876百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は185,087百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は533,733百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、160,008百万円であります。 ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 427,751百万円 貸出金 67,440百万円 担保資産に対応する債務 預金 47,733百万円 売渡手形 3,700百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,514百万円を差し入れております。 ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,234,617百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが735,380百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成13年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成13年3月31日)
※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は23,938百万円、繰延ヘッジ利益の総額は7,921百万円であります。 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 106,074百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,933百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金244,440百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債20,000百万円であります。 ※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 (2) 証券取引責任準備金 0百万円 ※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 16,564百万円	そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は20,933百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10,980百万円であります。 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 98,261百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,644百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金175,582百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債45,000百万円であります。 ※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 ※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,694百万円	そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は24,634百万円、繰延ヘッジ利益の総額は11,886百万円であります。 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 100,382百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,663百万円 (当期圧縮記帳額 388百万円) 動産不動産の圧縮記帳額は、従来、取得価額から税法基準による圧縮限度額を直接減額する方法により行っていましたが、当事業年度からは、「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第43号)に基づき、利益処分により圧縮積立金として積み立てる方法も適用しております。これに伴い、従来の方法に比べ、税引前当期純利益は、813百万円増加しております。 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金175,717百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債20,000百万円であります。 ※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 (2) 証券取引責任準備金 0百万円 ※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,721百万円

(中間損益計算書関係)

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 3,490百万円 そ の 他 1,403百万円	※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,372百万円 そ の 他 1,554百万円 ※ 2. その他経常費用には、貸出金償却16,343百万円、株式等償却29,381百万円を含んでおります。	※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 5,455百万円 そ の 他 2,850百万円
※ 3. 特別利益には、退職給付信託の設定に伴う退職給付信託設定益15,847百万円を含んでおります。		※ 3. 特別利益には、退職給付信託の設定に伴う退職給付信託設定益15,847百万円であります。
※ 4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額15,860百万円を含んでおります。		※ 4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額15,860百万円であります。

(リース取引関係)

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 12 年 4 月 1 日 至 平成 13 年 3 月 31 日
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 動 産 取得価額相当額 1,889百万円 減 価 償 却 累計額相当額 <u>1,175百万円</u> 中 間 期 末 残 高 相 当 額 <u>714百万円</u> ・未経過リース料 1年内 1年超 合計 中 間 期 末 残 高 相 当 額 392百万円 358百万円 750百万円 ・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支 払 リ ー ス 料 247百万円 減 価 償 却 費 相 当 額 220百万円 支 払 利 息 相 当 額 21百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 動 産 取得価額相当額 1,154百万円 減 価 償 却 累計額相当額 <u>805百万円</u> 中 間 期 末 残 高 相 当 額 <u>348百万円</u> ・未経過リース料 1年内 1年超 合計 中 間 期 末 残 高 相 当 額 187百万円 182百万円 369百万円 ・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支 払 リ ー ス 料 183百万円 減 価 償 却 費 相 当 額 164百万円 支 払 利 息 相 当 額 11百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 動 産 取得価額相当額 1,757百万円 減 価 償 却 累計額相当額 <u>1,254百万円</u> 期 末 残 高 相 当 額 <u>503百万円</u> ・未経過リース料 1年内 1年超 合計 期 末 残 高 相 当 額 274百万円 257百万円 531百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支 払 リ ー ス 料 476百万円 減 価 償 却 費 相 当 額 423百万円 支 払 利 息 相 当 額 37百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左
2. オペレーティング・リース取引 1年内 1年超 合計 ・未経過リース料 53百万円 187百万円 241百万円	2. オペレーティング・リース取引 1年内 1年超 合計 ・未経過リース料 51百万円 164百万円 216百万円	2. オペレーティング・リース取引 1年内 1年超 合計 ・未経過リース料 51百万円 188百万円 239百万円

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ 前中間会計期間末（平成12年9月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

Ⅱ 当中間会計期間末（平成13年9月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

Ⅲ 前事業年度末（平成13年3月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 自平成12年4月1日 至平成12年9月30日	当 中 間 会 計 期 間 自平成13年4月1日 至平成13年9月30日	前事業年度 自平成12年4月1日 至平成13年3月31日
	平成13年10月19日及び同年10月29日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり第4回無担保転換社債を発行し、その払込金を受領しました。 1. 転換社債の銘柄 株式会社横浜銀行120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付) 2. 発行総額 60,000百万円 3. 発行価額 額面100円につき金100円 4. 利 率 本社債には利息を付さない 5. 償還期限 平成16年9月30日 6. 払込期日 平成13年11月16日 7. 転換の条件 (1) 転換価額 本社債の転換により発行する当行普通株式1株の発行価額(以下転換価額という)は、金525円とする。転換に際し1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する本社債額面金額を額面100円につき金100円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。 (2) 転換価額の下方修正 ① 平成15年7月25日(以下決定日という)まで(当日を含む)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が決定日に有効な転換価額を1円以下下回る場合には、転換価額は上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。 ② 上記①の規定に関わらず、上記①により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに下記(3)により調整された場合には、当該調整後の転換価額(上記①により修正された金額は考慮しない)を当初の転換価額とみなすものとする。 ③ 上記①および②により修正された転換価額は、平成15年8月15日(以下この日を効力発生日という)以降、これを適用する。 ④ 決定日の翌日から効力発生日までの間に、下記(3)に定める転換価額の調整が行われる場合には、上記①ないし③による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。 (3) 転換価額の調整 転換価額は、本社債発行後、当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(転換権等(以下に定義される)または新株引受権等(以下に定義される)の行使により発行する場合を除く)には、次の算式により調整される。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数}}$ なお、株式の分割もしくは併合ならびに時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる権利(法令の改正により、本社債発行時における転換権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して転換権等という)を付与された証券の発行、もしくは普通株式の新株を引受ける権利(法令の改正により、本社債発行時における新株引受権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して新株引受権等という)を付与された証券の発行等が行われる場合にも転換価額は調整されるものとする。 8. 120%コールオプション条項 当行は、東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)がある20連続取引日にわたり当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、平成14年10月1日以降いつでもその時点において未償	

前 中 間 会 計 期 間 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成12年 9 月30日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日	前 事 業 年 度 自 平成12年 4 月 1 日 至 平成13年 3 月31日
	還の当社債の全て（一部は不可）を繰上償還することができる。 この場合の償還金額は額面100円につき金100円とする。 9. 募集の方法 当社債の発行総額600億円のうち、420億円は国内において一般募集し、180億円は欧州を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く）において募集する。 10. 調達資金の用途 運転資金に充当する。	

(2) その他

該当ありません。

第 6 提出会社の参考情報

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--|
| (1) 訂正発行登録書 | 平成13年5月9日関東財務局長に提出。
平成12年3月24日関東財務局長に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 |
| (2) 発行登録追補書類
及びその添付書類 | 平成13年5月11日関東財務局長に提出。 |
| (3) 発行登録追補書類
及びその添付書類 | 平成13年6月12日関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券報告書
及びその添付書類 | [事業年度 自 平成12年4月1日 平成13年6月28日
(第140期) 至 平成13年3月31日] 関東財務局長に提出。 |
| (5) 訂正発行登録書 | 平成13年6月28日関東財務局長に提出。
平成12年3月24日関東財務局長に提出した発行登録書及び平成13年6月12日に提出した発行登録追補書類の添付書類の訂正発行登録書であります。 |
| (6) 有価証券届出書
(ストックオプションに
よる新株引受権付与) | 平成13年6月28日関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券届出書の
訂正届出書 | 平成13年7月6日関東財務局長に提出。
平成13年6月28日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。 |
| (8) 発行登録追補書類
及びその添付書類 | 平成13年8月30日関東財務局長に提出。 |
| (9) 有価証券届出書
及びその添付書類 | 平成13年10月19日関東財務局長に提出。 |
| (10) 臨時報告書 | 平成13年10月19日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号(転換社債の発行)に基づく臨時報告書であります。 |
| (11) 訂正発行登録書 | 平成13年10月19日関東財務局長に提出。
平成12年3月24日関東財務局長に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 |
| (12) 有価証券届出書の
訂正届出書及び
その添付書類 | 平成13年10月29日関東財務局長に提出。
平成13年10月19日関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。 |
| (13) 臨時報告書の
訂正報告書 | 平成13年10月29日関東財務局長に提出。
平成13年10月19日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。 |
| (14) 訂正発行登録書 | 平成13年10月29日関東財務局長に提出。
平成12年3月24日関東財務局長に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 |

第 二 部 提出会社の保証会社等の情報

該当ありません。